

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和4年3月11日

瀬戸市長 伊藤保徳

瀬戸市規則第7号

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則

瀬戸市職員の給与の支給等に関する規則（昭和39年瀬戸市規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第1（第3条の3関係）		別表第1（第3条の3関係）	
職	支給額	職	支給額
<省略>		<省略>	
<u>主幹、指導保育士及び 統括園長</u>	61,000円	主幹	61,000円
<省略>		<省略>	

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。